

幕別町消費者被害防止

ネットワークニュース

第11号 平成29年2月1日

発行：幕別町消費者被害防止
ネットワーク 事務局
(幕別町消費生活センター)
連絡先：0155-55-5800
設立：平成27年12月18日

「特殊詐欺」防止を呼びかける活動を行いました！

昨年12月15日(木)、幕別町消費者被害防止ネットワークの構成組織のメンバー10名は、「消費者教育推進大使(道内初)」に任命されたパオくんと共に、町内の金融機関やスーパーの店頭で消費者被害防止の啓発活動を行いました。

メンバーやパオくんは、のぼりを持ち、訪れた方々にカイロを

お渡ししながら「振り込め詐欺などに気をつけてください」と呼びかけました。



今年も幕別町消費者被害防止ネットワークでは、構成団体の連携をより深めて、住民の皆さまを消費者被害から守る活動に取り組んでまいります。

道内でオレオレ詐欺が急増！！

道内では昨年12月、親族を装って高齢者らに電話をかけ、現金をだまし取る「オレオレ詐欺」が急増し、被害額は前年同月の4倍となりました。また、被害は出なかったものの、オレオレ詐欺狙いとみられる不審電話が札幌、旭川などで47件ありました。その他、1月には還付金詐欺と思われる未遂事件が帯広で発生しました。

詐欺は同一地域で連続して発生することが多いのも特徴です。十勝管内で発生した新聞記事などを見かけたら、他人ごととは思わずに気をつけましょう。

もし不審な電話が来たら必ず家族や知人、消費生活センター、警察などに相談しましょう。



Question (質問)

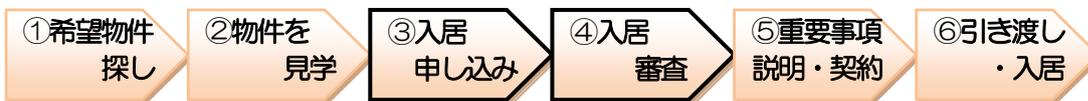
不安だ



賃貸住宅を転居したくてインターネットで物件を探し、仲介業者と物件の下見に行った。値段や立地条件も気に入り入居したいと申し込んだ。仲介業者からは、契約金額と必要書類を説明されただけで、今週中にお金を振り込むように言われた。契約書ももらってないし、このまま話を進めて良いだろうか？

Answer (回答)

一般的に、賃貸住宅の契約の流れは次のようになります。



今回のご相談は③入居申し込みを行い、金額や必要書類の説明を受け、

④入居審査中という段階でした。

不動産の賃貸契約において金銭の支払いは通常、「預かり金（申込金）」「前家賃」の2種類が考えられます。

預かり金（申込金）は、入居の意思確認と契約前の仮押さえという意味で5千円～家賃1ヶ月分程度の金額で求められる場合があります。その時は必ず「預かり証」を引き換えとしてもらうようにしましょう。「入居審査が通らない」「違う物件にしたい」などで契約が成立しないときには返還されるのが一般的ですので、念のため返還されることを確認するようお勧めしました。



その後、⑤宅地建物取引業者(取引主任者証保有者)から、入居物件に関する「重要事項の説明」を受けますが、遠慮せず、特に借主にとって不利益な事項は理解できるまで確認します。国土交通省から「賃貸住宅標準契約書」「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」が公表されていますので、参

考にされ、あまりにかけ離れた契約条件の場合は申込解除も視野に入れます。納得できたら、書面によって契約を交わして、「賃貸借の契約の成立」となります。

契約成立後、⑤契約後～⑥入居の間に前家賃等を支払い、鍵を受け取り、新生活スタートとなります。

また、退去時に多いのが「原状回復トラブル」です。入居時から存在する変色や傷、不具合などは借主・貸主双方で確認し共通認識とするようにしましょう。

幕別町消費生活センター

電話番号：0155-55-5800
相談時間：午前9時～午後4時
(札内は第①③⑤水曜午後7時迄)

幕別相談室

火・木曜日
役場1階相談室
(正面玄関右手)

札内相談室

月～金曜日
札内福祉セカ
(電話相談も担当)

忠類相談室

第②④水曜日
忠類コミュニティセカ